

郷土四市の、地域を結び、繋ぐ

# 税と繁栄

公益社団法人 門真納稅協会  
(守口市・門真市・大東市・四條畷市)

247号

2014年(平成26年)8月10日号  
題字は上野山会長筆



東京スカイツリー 撮影:中原 賢

## CONTENTS

- |  |  |
|--|--|
| 01 特集1 税務トップ対談<br>森署長 VS 上野山会長             | 09 税だより(府税事務所からのお知らせ)                      |
| 03 特集2 ふるさと人物紀行 四條畷編<br>河内キリストン研究会 神田 宏大さん | 10 門真税務署職員一覧                               |
| 05 ひろば(振り返って大阪) 梶川 良一さん                    | 11 四條畷シリーズ ふるさと味めぐり<br>フランス料理 ラ・パッション・ブルミエ |
| 06 らうんじ(明日に向かって) 垣内 晃さん                    | 12 四條畷シリーズ 名所百景<br>(日本最古のキリストン墓碑 千光寺跡)     |
| 07 税だより(平成26年4月1日から消費税の税率は8%です)            | 13 今後の事業予定・協会ニュース                          |
| 08 税だより(相続税の税制改正のあらまし)                     | 14 部会だより                                   |

## 特集01 聞き手 藤本広報部会長



藤本部会長

藤本部会長 上野山会長より、公益社団法人としての抱負をお聞かせください。



署長・会長対談を終え、門真税務署・門真納税協会両代表エールを交換!

## 平成25年度決算 平成25年4月1日から平成26年3月31日 (単位:円)

科 目	当 年 度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
特定資産運用益	12,614
受取会費	37,683,900
事業収益	5,008,590
受取助成金	10,760,600
受取寄附金振替額	2,251,425
雑収益	3,886,348
(2) 経常費用	
事業費	48,451,372
管理費	9,559,713
経常費用計	58,011,085
当期経常増減額	1,592,392
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益計	1,373,400
(2) 経常外費用計	1,333,600
法人税・住民税及び事業税	80,000
当期一般正味財産増減額	1,552,192
一般正味財産期首残高	64,001,632
一般正味財産期末残高	65,553,824
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	△2,251,425
指定正味財産期首残高	77,321,116
指定正味財産期末残高	75,069,691
III 正味財産期末残高	140,623,515

## 平成25年度収支決算報告並びに平成26年度予算案

## 平成26年度予算 平成26年4月1日から平成27年3月31日 (単位:円)

科 目	当 年 度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
特定資産運用益	10,000
受取会費	39,105,000
事業収益	5,360,000
受取助成金	10,247,520
受取寄附金振替額	2,010,449
雑収益	2,401,000
(2) 経常費用	
事業費	47,156,663
管理費	10,782,916
経常費用計	57,939,579
当期経常増減額	1,194,390
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
法人税・住民税及び事業税	80,000
当期一般正味財産増減額	1,114,390
一般正味財産期首残高	65,553,824
一般正味財産期末残高	66,668,214
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	△2,010,449
指定正味財産期首残高	75,069,691
指定正味財産期末残高	73,059,242
III 正味財産期末残高	137,305,038

## 署長 VS 会長 税務トップ対談



公益社団法人門真納税協会  
会 長 上野山 実  
署 長 森 博

適正公正な課税の実現をめざして  
関係協力機関と連携して!

藤本部会長 本日はご公務大変お忙しいところ、森署長様、上野山会長様には限られた時間ではございますがどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



であると考  
ております。  
このため署  
長いたしま  
しては、適正・

森署長様におかれましては、この7月の異動で門真税務署長に着任されたわけですが、ご着任早々で恐縮ですが税務力と魅力づくりを目指して取り組んでまいります。

納税協会の皆様方とお付き合いさせていただくことになりましたことを大変嬉しく思っております。

森署長様には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解・ご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

抱負と言えるかどうかわかりませんが、真納税協会の会員の皆様には、日頃考えていることをお話させていただきたいと思います。

納税協会の会員の皆様には、日頃考えていることをお話させていただきたいと思います。



毎月ラジオ放送にてキリスト教史のエピソードを語



久米さゆりさん(旧姓 久保田早紀)と本の出版でテレビの対談



専應寺にある京極丹後守寄附の手水鉢の由来を語る神田牧師

又、2008年に執筆した「野崎観音の謎」の推薦文には上方落語協会前会長の露の五郎さんも古典落語の世界から新しい視点でキリシタン研究者の神田牧師に賞賛を寄せていました。さらには特筆すべきは日本カトリック司祭であり、キリシタン研究では第一人者、上智大学理事長の高祖敏明さんは、自らの研究論文「キリシタン文学双書キリシタン版、太平記抜書」のあとに、「太平記」(南北朝の戦い)の舞台になつた河内研究に同行協力されたことに触れ、神田牧師の河内キリシタン研究のことを評価され、四條畷・大東を舞台にした河内キリシタン史が日本におけるキリシタン史の、大きな礎になつていると高く評価をされています。

全国各地への講演、毎月のラジオ出演でのキリスト教の福音活動では幅広い各界の方との親交を深め、布教と伝道に文字通り八面六臂の活躍、その原動力は、自ら体験してきた人生に大きくなっています。

神田牧師自ら「文字通り、波乱万丈の人生。家庭環境も複雑で、人生に不

安を感じたことが、洗礼を受けるきっかけとなつたと。父から“人の為に役立つ道を”が教訓であり、兄の影響も大きく受けています。野崎キリスト教会を開拓したことも不思議な巡りあわせで、日本のキリスト教史の中心的役割を果たした四條畷・大東が舞台も深い絆を感じます」と語られる神田牧師によつては、河内キリスト教史の研究そのものが、日本に於けるキリスト教の迫害と殉教の歴史の中、「その後の隠れキリスト教として多くの人々が敬虔な祈りを捧げ、常に希望の灯火をもつて生き抜いた歴史を大切に、これからも語りつけるべきであり、いまは私のライフワークです」と熱い想いの伝わる言葉が返つてきました。

今年も11月8日に四條畷市・大東市の協力を得て四條畷学園記念ホールでシンポジウムが開催されます。回を追うごとに多くの聴講者が増えていることは、関心も高まり、大きな成果になつています。今年発足した河内キリスト教史研究会が、その中心とした活動に對して期待と注目されています。



取材を終え、神田牧師と協会広報役員と  
(河内キリストン研究会にて)

あとがき



神田牧師に最初に案内されたのが、野崎観音に近い専應寺にある太子堂。ここが野崎参りの道で、キリスト大名の京極丹後守が寄贈したといわれる手水鉢の地。野崎参りと云えど東海林太郎の「野崎参り」の唄で大阪を始め全国的に知られ多くの参拝者で賑わう野崎観音の鐘楼にキリストの十字が刻まれていることを歴史的に背景から検証する研究は日本のキリスト教史の大きな問題提起になつてゐる。隠れキリストの歴史を研究されており、その研究は隠れキリシタンの人々の敬虔な祈りに光をあて、情熱を注いだ努力は各界からも評価されている。

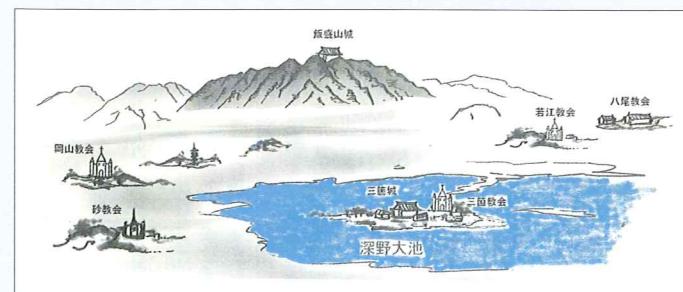
人のために輝く希望の灯掲げて

## ふるさと人物紀行

# 日本のキリスト教、布教と伝道の源流 四條畷・大東の河内キリスト教研究の中で 大きな一石投ず 栄光と迫害、殉教の歴史に挑む



河内キリスト教会 会長  
野崎キリスト教会 牧師 神田 宏大さん(69歳)  
HIROO KANDA



河内吉一・シタンの世界のイメージ

された四條畷田原城主の田原レイマン（礼幡）の日本におけるキリスト教武将の最古といわれる墓碑の歴史的価値は大変高く、キリスト教史研究に大きく貢献。河内キリスト教研究者の神田牧師にとって最も繁栄を築いた栄光の畿内のキリスト教史と共に、その後のキリスト教迫害と殉教の歴史に光をあて、一石を投じる“隠れキリスト教”の河内における研究活動は、生涯かけたライフワークになっています。

郷土史家、歴史学者、キリスト教研究する各界からの基調報告に野崎キリスト教会神田宏大牧師は、「河内キリスト教シタン物語」と題して、現存する最古のキリシタン武将、田原レイマンの墓碑（2002年発掘）、宣教師ルイス・フロイスのローマに宛てた「日本史」書簡等に基づき、四條畷・大東が「河内キリシタンの聖地であつた、繁栄と殉難のキリシタン研究を発表された。

**戦国、江戸時代のキリシタン史  
波乱に満ちた栄光と受難の歴史  
暁、大東の郷土から新しい考察で**



## 相続税の税制改正のあらまし

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

**相続税 改正 1 遺産に係る基礎控除** 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

改正前	5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	改正後	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)
-----	----------------------------------	-----	--------------------------------

**相続税 改正 2 相続税の税率構造** 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	【改正前】税率	【改正後】税率
～1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超～3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超～5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超～1億円以下	30%	30%
1億円超～2億円以下	40%	40%
2億円超～3億円以下		45%
3億円超～6億円以下	50%	50%
6億円超～		55%

※「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額(課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額)を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

**相続税 改正 3 税額控除**

未成年者控除の控除額が引き上げられます。

改正前	20歳までの1年につき 6万円	改正後	20歳までの1年につき 10万円
-----	-----------------	-----	------------------

障害者控除の控除額が引き上げられます。

改正前	85歳までの1年につき 6万円 (特別障害者12万円)	改正後	85歳までの1年につき 10万円 (特別障害者20万円)
-----	--------------------------------	-----	---------------------------------

**相続税 改正 4 小規模宅地等の特例**

居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度面積が拡大されます。

改正前	限度面積240m <sup>2</sup> (減額割合80%)	改正後	限度面積330m <sup>2</sup> (減額割合80%)
-----	---------------------------------	-----	---------------------------------

居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

改正前	特定居住用宅地等 240m <sup>2</sup> 合計400m <sup>2</sup> まで 特定事業用等宅地等 400m <sup>2</sup>	改正後	特定居住用宅地等 330m <sup>2</sup> 合計730m <sup>2</sup> まで 特定事業用等宅地等 400m <sup>2</sup>
-----	--	-----	--

(貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合に限ります。)

## ダイレクト納付はこんなに便利です!!

- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付可能
- ② インターネットバンキングの契約が不要(手数料が不要)
- ③ 即時または期日を指定して納付することが可能
- ④ 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能
- ⑤ 源泉所得税の手続きでは電子証明書の取得・登録は不要
- ⑥ 納付の結果はメッセージボックスに通知いたします

詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.go.jp>)まで



## 平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率は8%です

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

※消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。

## 総額表示義務の特例が設けられています

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示(総額表示)することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてよいとする特例が設けられています。

なお、消費者への利便性に配慮する観点から、平成29年3月31日までの間であっても、当該特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

## 消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

- ・消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。
- ・政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講じることとしています。

\*詳しい資料は下記URL(消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部)でご覧になれます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.htm>

## 白色申告の方の記帳・帳簿等の保存制度について

個人の白色申告の方で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

## 門真税務署職員一覧



統括官	○徴収第1部	上	特	○	徴	上	上	上	上	統
		官	官	官	官	官	官	官	官	括
川根根	小棚林本	廣井	永坂	大前	佐南	金	西瀬	山浦	大佐	山北植
		瀬上	富本	崎田	々野	森	原川	本嶋	沢藤	手川田
豊	久啓幸市	悠	木	一良	文信	直拓	亞一	敬	郎太彥	二美伸
		(門真)	(西)	(伊丹)	(彦根)	(彦根)	(彦根)	(彦根)	(伊丹)	(伊丹)

統括官	○個人課税第4部門	上	上	統	○	調	調	上	上	統
		官	官	官	○	調	調	上	上	連
三本吉宅田田	福袋安中下田	高前	平鳥	國岩	中宮	舞	井平	下	曾松	松福
		山井田村原	東中寺	藤日	郷村	島山下	見田	石尾	重浅	嶋崎
敏行勝孝	愛隆陽吉恵子司子子郎子	紗多	也智美	真雅	展文	卓	正淳	健英	英友	信
		(岸和田)	(姫路)	(富田林)	(鶴城)	(伊丹)	(天治)	(岸和田)	(伊丹)	(東)

統括官	○法人課税第1部	上	上	特	○	調	調	上	上	統
		官	官	官	○	調	調	上	上	統
佐大藤野西島	村藤松上井本	増寛	伊松明	林田岡古杉	角隅	植笹明	福市杉女	野竹川今北	田相	田相
		田	佐尾田	田中矢浦	脇田村	田山	本元本川田	崎嶺端村野	原	原
輝優彦保	(富田林)	裕剛良	哲伸	岳史武	幸	哲章	将一	卓浩光	加登	晋靖也典
		(北)	(西宮)	(加古川)	(伊丹)	(園部)	(中京)	(茨木)	(名古屋局)	(名古屋局)

統括官	○法人課税第6部門	上	上	上	統	○	調	調	上	上	統
		官	官	官	○	調	調	上	上	統	
佐武田安太	飯有佐室中中	樋橋隈木	今玉久	井鈴倉松	中佐鈴	調	調	上	上	統	
		塚松々谷井井	口本川村	原置保	関木	岡村	原木	小本上城	中村	森山横	
貴克和千之博昭也惠	(堺)	木	絵浩裕	正貴一寿	俊久大志	侑一	さ昭泰浩直	山森田	下西山	口山	
		(東淀川)	(東)	(門真)	(園部)	(門真)	(姫路)	(東)	(門真)	(手治)	

## 府税事務所からのお知らせ

平成26年度分の個人事業税の第1期分納期限は、  
9月1日(月)です。(第2期分は12月1日(月)です。)

第1期分及び第2期分の納付書を8月上旬に一括して府税事務所から送付しますので、封筒裏面に記載の金融機関・郵便局等で、納期限までに納めてください。また、納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるもの(税額が30万円以下のもの)については、以下の国内のコンビニエンスストアで納めることができます。

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン(五十音順)

※納付時には、第1期分と第2期分の納付書を間違わないようご注意ください。また、第2期分の納付書を紛失されないように大切に保管してください。

※年税額が1万円以下の場合は、第1期に全額を納めていただくことになっていますので、第2期分の納付書は同封しておりません。

※個人事業税額は、確定申告時等に租税公課として経費に算入することができます。

### 個人事業税の納税には、便利で安心・安全な『口座振替』を是非ご利用ください!

納付書に同封または府税事務所に備付けの大阪府税預金口座振替依頼書に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印のうえ、お申し込みください。お申込みから概ね3か月後の納付分から口座振替が開始されます。※ゆうちょ銀行(郵便局)では取り扱いできません。

### 個人事業税のあらまし

#### ■ 税額の計算方法

課税標準額(平成25年分の所得金額-事業主控除額) × 税率 = 税額

- 所得金額の計算は、原則として、所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。(所得税の青色申告特別控除額は個人事業税では適用がありません。)
- 事業主控除額は、290万円です。
- 課税標準額は、納税通知書に記載しています。
- 税率は、次のとおりです。
 

第1種事業(物品販売業・不動産貸付業等)	5%
第2種事業(畜産業・水産業等)	4%
第3種事業(医業等)	5%
(あんま、マッサージ業等)	3%

#### ■ お問い合わせ先

大阪府北河内府税事務所 個人事業税課 TEL072-844-1331







3年目を迎えた人間力養成講座を開催。講師の北山顕一氏より第1講(6月5日)では「韓非子に学ぶ」、第2講(7月3日)では「徒然草に学ぶ」のテーマで勉強会を行いました。

### 人間力養成講座の開催



### 決算期別説明会の開催

5月22日(木)午後2時より納税協会会議室に於いて4月・5月・6月決算法人を対象とした説明会を開催。

決算における留意事項等について門真税務署担当官より説明が行されました。

### 工場見学会の開催



6月12日(木)春季工場見学会を開催。今回はサントリリ山崎蒸留所と丹波ワインの工場見学会を総数40名の参加者を迎えて実施しました。

### 企業経営税務研修ツアーリの開催



6月15日(日)から17日(火)の2泊3日で、第38回企業経営税務研修ツアーリを実施。今回は、文化と歴史が織りなす島佐渡の内容で実施いたしました。

残暑お見舞い申し上げます。

公益社団法人 門真納税協会

会長 上野山  
副会長 山田乾  
副会長 東坂邦雄  
副会長 浅井俊之  
専務理事 岩井健



### 第4回定期総会の開催

5月16日(金)午後4時よりホテルアゴーラ大阪守口に於いて第4回定期総会を開催。平成25年度事業報告並びに収支決算報告について審議が行されました。

### 簿記教室の開催

門真納税協会会議室に於いて、6月9日、11日、13日、16日の4日間コースで簿記教室を開催。近畿税理士会の高見税理士先生より複式簿記による記帳の仕方の勉強会が行われました。

### パソコン会計教室の開催

6月18日(水)午後1時30分より納税協会会議室に於いて、税法実務研修会を開催。井上税理士先生より法人税の改正事項、4月からの消費税率変更に伴う申告書作成等についての研修を行いました。



### 第23回常任理事会の開催

7月24日(木)午後4時よりホテルニューオータニ大阪にて、7月の定期異動で着任された森署長様始め幹部の方をお迎えし、第23回常任理事会を開催しました。



### 消費税研究会の開催

6月6日(金)午後1時30分より納税協会会議室に於いて、間税部会研究会を開催。今回は、消費税の具体的な事例研究として、門真税務署担当官を講師にお迎えし開催いたしました。



### 税法実務研修会の開催

6月17日(火)午後2時より納税協会会議室に於いて、税法実務研修会を開催。井上税理士先生より法人税の改正事項、4月からの消費税率変更に伴う申告書作成等についての研修を行いました。



### 第31回海外税務研修

今日は!この7月から「門真納税協会」の「無料法律相談」を担当することになった弁護士の岸本康義です。あまり弁護士らしくないと言われますが…。ま、それはともかく、私自身としては、商売をやつてた家で育つたためか、基本的には中小企業のお役に立ちたいと思っています。今の日本では、中小企業の社長が、一番法律のトラブルの種に囲まれて仕事をしているのではないでしょうが?銀行から金を借りれば連帯保証をさせられますし、自宅には抵当権が設定されます。中には、家族まで連帯保証させられます。大企業の社長であれば、経営で失敗しても自宅まで失うことは少ないです。中小企業の社長はまず確実に自宅を失います(最近、「見直し」の方向ではあります)。代金の支払いは手形で受け、仮に不渡りが出れば、慌てて裏書人として資金を用意しなければなりません。また労働問題でも、裁判所は労働者に有利に判断することが多いので、その対策も必要です。

正に周りを見てもトラブルの種ばかりです。私としては、そんな中小企業の社長のお役に是非立ちたいと思っているのです。ところで、皆さんは弁護士に対してもどんなイメージをお持ちでしょうか?皆さんは弁護士と言えばトラブルが生じてから相談する仕事と考えておられるのではないかでしょうか?しかし、私としてはトラブルが生じる前でもどんどん相談して欲しいと思います。この方が本音です。弁護士はトラブルの処理を専門としているので、トラブルを未然に防止することについても敏感です。

そして弁護士から見ると、トラブルになる前に相談して欲しかったと思えるケースが本当に多いのです。例えば、契約書は重要な証拠ですが、私ども弁護士が皆さんが締結した契約書を見ると、肝心のこと(皆さんに有利になるべきこと)が書かれていません。このような時、契約書を交わす前に弁護士に相談してもらえたと何時も思います。

また、この度の相続税法の改正によって、来年からは基礎控除の金額が減額され、これまで以上に配偶者が減額軽減や小規模宅地等課税価格軽減の利用が重要になりますが、これなど被相続人の生前の準備こそが重要です。事業承継についても、法律は色々な制度を作成するなど事前のトラブルを避けるためにも、やはり事前の準備が不可欠です。

加えて、労働問題でもきちんと相談してください。た就業規則を作成するなど事前のトラブルを避けるものとなるものです。これから法律相談を担当しますが、転ばぬ先の知恵というか、トラブルを避けるために、勿論弁護士ですからトラブルになつても、気楽に色々な制度を有効に機能させるためにも、やはり事前の準備が不可欠です。

相談して下さい。相続税法の改正により、配偶者の相続が複雑化するため、専門知識が必要になります。これまで以上に配偶者が減額軽減や小規模宅地等課税価格軽減の利用が重要になりますが、これなど被相続人の生前の準備こそが重要です。事業承継についても、法律は色々な制度を作成するなど事前のトラブルを避けるものとなるものです。これから法律相談を担当しますが、転ばぬ先の知恵というか、トラブルを避けるために、勿論弁護士ですからトラブルになつても、気楽に色々な制度を有効に機能させるためにも、やはり事前の準備が不可欠です。

相談して下さい。相続税法の改正により、配偶者の相続が複雑化するため、専門知識が必要になります。これまで以上に配偶者が減額軽減や小規模宅地等課税価格軽減の利用が重要になりますが、これなど被相続人の生前の準備こそが重要です。事業承継についても、法律は色々な制度を作成するなど事前のトラブルを避けるものとなるものです。これから法律相談を担当しますが、転ばぬ先の知恵というか、トラブルを避けるために、勿論弁護士ですからトラブルになつても、気楽に色々な制度を有効に機能させるためにも、やはり事前の準備が不可欠です。

## 協会ニュース



# 身近な法律問題

弁護士

岸本 康義



岸本康義氏略歴	
1950(昭和25年)	石川県生まれ
1973(昭和48年)	関西学院大学経済学部卒業
1981(昭和56年)	行政書士試験合格
1985(昭和60年)	司法書士試験合格
1988(昭和63年)	司法試験合格
1991(平成3年)	中安法律事務所入所
1994(平成6年)	岸本康義法律事務所開設
現在に至る	現在、弁護士、司法書士

### 第31回海外税務研修

担当 総務部会

日 時 平成26年9月15日(月)  
～9月21日(日)

行先 ニューヨーク

内 容 現地工場視察・税務研修会

対象者 納税協会会員・一般参加可

### 7月・8月決算法人説明会

担当 法人部会

日 時 平成26年9月3日(水)  
PM2:00～

会 場 紳税協会 会議室

内 容 法人決算における留意点

対象者 対象法人

### 人間力養成講座

担当 青年部会

日 時 平成26年9月4日(木)  
PM1:30～

会 場 紳税協会 会議室

内 容 「小学」に学ぶ／  
山田方谷に学ぶ

対象者 紳税協会会員・一般参加可

お詫び 第246号の新入会員のご紹介で左記1社掲載漏れでした。お詫び申し上げますとともに今後ともよろしくお願い致します。

(株)アイエスケー枚方営業所 枚方市田口山

公益社団法人 門真納税協会

会長 上野山  
副会長 山田乾  
副会長 乾  
副会長 東坂邦雄  
副会長 浅井俊之  
専務理事 岩井健

会長 上野山  
副会長 山田乾  
副会長 乾  
副会長 東坂邦雄  
副会長 浅井俊之

残暑お見舞い申し上げます。

# 税金クイズとふれ愛コンサート



旧年度コンサート風景

日 時 平成26年12月5日(金) 午後4時～

内 容 第1部 税金クイズ

第2部 ふれ愛コンサート

大阪桐蔭高等学校 吹奏楽部

会 場 守口文化センター（エナジーホール）

駐車場がございませんのでお車でのご来場はご遠慮ください。

定 員 400名（但し、定員になり次第締め切ります）

参加料 無 料



地域社会と共に歩む、  
それが私達の願いです。

## 光亜グループ

光亜興産株式会社  
株式会社新光亜  
北近畿住建株式会社  
株式会社光和  
株式会社サンコオア  
株式会社サンエイト  
株式会社アミューザ



本 社 大阪府門真市末広町43番1号  
TEL (06)6909-4801

### 事業概要

土地建物の総合コンサルティング及びオーガナイザー  
(都市開発、設計、建築施工、建物運営管理、メンテナンス、マンション・戸建住宅の設計施工)

